

美里町定住促進奨励金制度を 延長します！



制度の概要

本町への定住人口の増加を図るため、40歳以下で新たに本町に定住するために住宅を取得しようとするかたに奨励金を交付します。

- ・ 町外からの転入者・町内転居・建替されるかたも対象になります。
(ただし、交付要件により金額は異なります。)
- ・ 奨励金のうち、5分の1を美里町元気チケットで交付します。

事業期間▶平成28年4月1日から令和5年3月31日まで

詳しくは裏面をご覧ください。

申請を希望されるかたは、事前にお問い合わせください。

最大で
50万円!!

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型について

補助金とセットで利用すると、住宅ローンの金利優遇を受けられる場合があります。詳細は町ホームページへ。

問合せ先●美里町 建設水道課 開発環境係 ☎ 0495-76-5134

美里町 HP <http://www.town.saitama-misato.lg.jp/>

定住促進奨励金を受け取るには

美里町に新築住宅又は中古住宅を取得(平成26年度以降)し、平成28年4月1日～令和5年3月31日までに転入・転居をした。又は平成28年4月1日以降に既存住宅の建替をした。

YES

NO

交付申請時に申請者又は配偶者の年齢が満40歳以下である。

YES

NO

取得した住宅に5年以上定住する意思がある。

YES

NO

行政区に加入し、積極的に地域コミュニティに参加する。

YES

NO

世帯全員が町税等を滞納していない。

YES

NO

奨励金の対象には
なりません。

①住宅取得奨励金 20万円 (現金16万円+元気チケット4万円分)

※町内在住、又は過去美里町に居住し、3年未満の間に再転入したかたは10万円となります。

①の他に下記の加算措置があります。

世帯に中学生以下の子ども(妊娠中含む)がいる。

②子育て世帯加算 10万円

(現金8万円+元気チケット2万円分)

※初めて本町に転入する、又は転入前町外に連続3年以上居住されていたかたに限ります。

住宅(新築に限る)取得にあたり土地を購入した。

③土地購入加算 20万円

(現金16万円+元気チケット4万円分)

※町内在住、又は過去美里町に居住し、3年未満の間に再転入したかたは10万円となります。

転入日から6ヵ月以内に申請してください

※やむを得ず6ヵ月を過ぎる場合は、必ず事前にご相談ください。

この制度については、建設水道課開発環境係(☎0495-76-5134)までお問い合わせください。